

I 說明・指示事項

1 支援費制度施行準備等について

(1) 支援費制度施行準備について

平成15年度より施行される支援費制度については、これまで各自治体において準備にご尽力いただいているところであるが、利用者が自らサービスを選択して利用するという趣旨を十分に生かすためには、選ぶに足りる事業者を確保することが重要である。

しかしながら、各都道府県等の事業者指定の状況をみると、いまだ十分に事業者を確保できていない状況が見受けられる。については、各事業所に対し、支援費制度の事業者として指定を受けていくよう積極的に働きかけを行っていただきたい。

また、居宅生活支援を利用しようとする者については、今年度中に支給決定を行う必要があることから、各市町村においては、利用希望者に対する制度の周知、申請勧奨等について積極的に行うことが求められる。その際、これまで在宅サービスを受けていた者のみならず、新たに在宅サービスの利用を希望する者にも、情報が十分行き渡るよう、市町村の広報誌等による広報のみならず、身体障害者相談員等の活用を図るなど、様々な手段により本制度の周知を図るとともに、利用申請についての働きかけを積極的に行うよう、管内市町村に対し助言等を行っていただきたい。

なお、国としては、利用者向けのリーフレットの作成及び広報のためのポスターを作成し、各都道府県等を通じて配布したところであり、積極的な活用を図られたい。

現在、措置により施設に入所している者(いわゆるみなし入所者)については、経過措置として平成15年度中に支給決定をすればよいこととされているが、この取扱いについては、昨年11月27日付けの障害保健福祉部長通知でお示ししたとおり、各施設の安定的な運営を確保することにより、支援費制度への円滑な移行を図る観点から、計画的な支給決定事務を行うよう、各市町村に対し助言等をお願いしたい。

また、厚生労働大臣が定める支援費の基準及び利用者負担の基準に関する告示を2月21日付けで官報に掲載したところであり、管内市町村において準備に遺漏なきよう助言等をお願いしたい。

その他、居宅介護従業者の要件を定める告示等の発出を予定しているもので、その周知等についてもよろしくお願いしたい。

(2) 障害者(児)に対する相談支援体制について

ア 今後の相談支援体制について

平成15年度以降の障害者(児)に対する相談支援については、支援費制度の下、支給決定事務等中心的な役割を担う身近な市町村において、支援費対象サービスの利用援助をはじめとして、一般的な相談支援機能の役割を担うことになる。市町村は、これまで、身体障害者についてこうした機能を担ってきたところであるが、今後は、新たに知的障害者及び障害児も対象として、一般的な相談支援の役割を担うことになる。したがって、サービスの利用援助等一般的な相談支援については、障害の種別に係わらず、身近な市町村において、総合的に相談支援機能を担っていくことが期待されている。

一方、都道府県においては、市町村の相談支援をバックアップし、より専門的な相談支援に対応するとともに、広域自治体として、市町村域を超えた地域全体の相談支援体制の調整等に当たっていただくことになる。

市町村、都道府県のこのような役割は、支援費制度の施行に伴い、どこの地域においても整備されるべき一般的な機能であり、市町村、都道府県が担うべき本来的な機能といえる。また、相談支援事業は、地域の社会資源の状況等に応じて、地域の主体性を活かして、弾力的に運営していくべきものである。

こうしたことから、実施主体が特定され、画一的な運営になりがちな補助事業よりは、地方交付税による対応が適当であることから、従来、国庫補助事業として行ってきた「市町村障害者生活支援事業」及び「障害児（者）地域療育等支援事業」の2事業について一般財源化を行ったものである。

また、これら2事業の一般財源化に当たっては、地方特例交付金及び地方交付税により従来の国庫支出金の半額ずつが措置される他、基準財政需要額に算入されることとなっている。

したがって、これまで国庫補助事業として行われてきたこれら事業の意義、必要性を国として否定した訳ではなく、むしろ全ての市町村及び都道府県で取り組んでいただくべき重要な事業との位置づけを行ったものであり、財源措置もされていることから、これまで実施していた市町村、都道府県においては、当然ながら引き続き実施していただくべきものである。

なお、15年度以降の都道府県、市町村における、これら2事業に係る取り組みについて報告していただくことを予定しており、その様式は別途お示ししたいと考えている。

イ 障害者（児）に対する相談支援体制を推進していく上での留意点

知的障害者や障害児に対する相談支援については、支援費制度の支給決定等の事務を市町村で行うことになることに伴い、一般的なものに関し、新たに市町村が対応することになるが、知的障害者や障害児に関する相談支援には専門的な要素が強いことから、都道府県の支援が重要となる。したがって、都道府県から市町村に対する助言、指導・財政支援等積極的な支援をお願いするとともに、市町村、都道府県の連携の下で、地域の体制整備を進めていただきたい。

地域における実効性のある相談支援を進めていくためには、関係施設等の専門性を活用していくことが有効である。例えば、身体障害者を対象とする市町村障害者生活支援事業については、現在でも、市町村社会福祉協議会に事業委託をすることで事業を実施している例もあり、今後とも、地域の社会福祉協議会などとの連携により事業を進めていくことも、現実的な選択肢である。

一方、知的障害者や障害児に対する相談支援は、市町村におけるはじめての業務となるが、これまでと同様、都道府県の支援の下で、地域の社会資源として高い専門性をもって、地域生活支援に積極的に取り組んでいる知的障害者施設等の機能を活用することにより実施していくことが、現実的な対応として考えられる。

ウ 身体障害者相談員及び知的障害者相談員について

相談員については、従来から障害者等の身近な相談者として、地域で重要な役割を果たしているところである。本年4月から施行される支援費制度においては、利用契約に関する相談等地域の障害者に対する相談支援活動の充実がより一層求められている。

このため、管内における相談員を確保していくとともに、従来から関係団体等において実施している研修会等の積極的活用や更生相談所による研修等により、相談員の資質の向上を図られるよう配慮願いたい。

エ 「障害者地域生活推進特別モデル事業」の活用について

イで述べたように、今後の障害者（児）の相談支援体制については、市町村、都道府県がそれぞれの立場で対応することになるが、特に地方公共団体における相談支援の円滑な推進を図るため、都道府県の関与の下で、市町村における総合的な相談支援体制や都道府県の市町村に対するバックアップ体制の構築を促進することとして新たに「障害者地域生活推進特別モデル事業」を創設したところである。本事業の内容は（別添）のとおりであるが、詳細については現在検討中であり、今後お知らせする予定である。国としても、引き続き地域における障害者の相談支援体制の整備を支援していくこととしている。

本事業が有効に機能するため、事業を実施するモデル市町村の指定にあたっては、国に十分相談されたい。なお、本事業は補助対象期間を2年間とする、いわば呼び水の事業であるので、本事業終了後は、市町村、都道府県がそれぞれの役割分担の下で、連携して地域の総合的な相談支援体制の円滑な運営にあたられたい。

(別添)

障害者地域生活推進特別モデル事業

1 事業の目的

施設に入所している障害者の地域移行及び在宅の障害者の地域生活支援を積極的に促進し、支援費制度を円滑に施行するため、都道府県（指定都市）が特定の障害福祉圏域内の市町村を指定し（指定市町村）、都道府県の調整のもとに指定市町村は当該圏域の関係市町村及び施設等と連携して、障害者の地域生活のため支援費対象のサービス利用等のための相談、利用援助及び住居、活動の場の確保についての支援等を総合的に行うとともに、障害者が地域で生活しやすい環境づくりを推進する。

2 事業の内容

指定市町村(指定都市)は、次の業務を行うための地域生活推進員(仮称)を設置する。

- ① 特定圏域内の関係市町村及び関係施設と連携して、入所者であって地域生活を希望する者及び地域生活の継続を希望する者（地域生活希望者）に対して、地

域生活に向けた相談援助を行うこと。

- ② 地域生活希望者に対して地域での居住の場、活動の場の確保のための関係機関等との連絡調整を行うこと。
- ③ 地域生活希望者が地域での生活を可能とするための支援費対象サービス等の利用についての助言及び援助を行うこと。
- ④ 施設を退所し、地域生活を始めた障害者を定期的に訪問し、生活上の諸課題についての相談に応ずること。
- ⑤ 支援費制度におけるサービスの利用等に関する苦情の受付・相談及び関係機関との連絡調整。
- ⑥ その他1の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

3 事業の実施主体

特定圏域内の指定市町村とする。ただし、相当と認める社会福祉法人等に委託することができる。

- 4 事業費 577,500千円
77市町村 × 15,000千円 × 1/2 = 577,500千円
県指定市町村 65 (47県×1 + 30中核市×60%)
指定都市 12
(1市町村2か年事業)

(3)支援費制度施行事務円滑化等支援経費(仮称)の創設について

本事業は、都道府県や市町村が行う支援費制度に関する事務の円滑化等を図ることを目的とする事業であり、支援費制度の円滑な施行に支障をきたすことがないように、速やかに実施要綱をお示しし、協議書等の提出を依頼することとしている。

支援費制度施行事務円滑化等支援事業(仮称)実施要綱(案)

1 目的

この事業は、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)及び都道府県、指定都市、中核市(以下「都道府県等」という。)に対し支援費制度施行のために要する各種経費を補助することにより、支援費制度の円滑な施行に資することを目的とする。

2 実施主体

市町村及び都道府県等とする。

3 事業内容

(1) 支援費支給決定等円滑化支援事業

① 市町村事業(指定都市、中核市を含む。)

市町村が行う以下のような支援費制度施行のための各種事業に対して補助を行う。

ア 障害程度区分の円滑な決定のための会議開催等

イ 支給決定時における盲ろう重複者等に対するコミュニケーション支援のための通訳者の体制確保

ウ その他支援費制度施行のために必要な事業

② 都道府県等事業

都道府県等が行う以下のような支援費制度施行のための各種事業に対して補助を行う。

ア 支援費制度運用向上委員会の開催

イ 支援費支給に係るシステムの開発(中核市を除く。)

ウ その他支援費制度施行のために必要な事業

(2) 障害者地域生活推進特別モデル事業

(3 頁参照)

4 経費の補助

この実施要綱による事業に要する経費については、別に定めるところにより国庫補助を行うものとする。

補助基準額(案)	厚生労働大臣が必要と認めた額
対象経費(案)	支援費制度施行事務円滑化等支援事業に必要な報償費、旅費、賃金、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料
補助金の項、目	(項)社会福祉諸費 (目)在宅福祉事業費補助金
補助率	(1) 支援費支給決定等円滑化支援事業 ・市町村事業 1 / 2 (負担割合 国 1/2、市町村 1/2) ・都道府県等事業 1 / 2 (負担割合 国 1/2、都道府県等 1/2) (2) 障害者地域生活推進特別モデル事業 1 / 2 (負担割合 国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4)

補助基準額は、厚生労働大臣が必要と認めた額とすることを予定しているが、支援費支給決定等円滑化支援事業の市町村事業については人口規模をもとに5段階程度の傾斜配分を考えているところであり、追って正式にお示しする。

なお、都道府県等事業における支援費支給に係る事務処理システムの開発について、平成14年度に補助を受けていない都道府県等に限るものとし、情報機器の購入に係る経費は対象としないこと、及び事業者情報に係る部分については、社会福祉・医療事業団におけるWAM-NETと重複するものであることから、本事業の対象とはならないので留意願いたい。

2 訪問介護(ホームヘルプサービス)事業について

(1) サービス提供体制の確保及び充実について

訪問介護員(ホームヘルパー)については、障害者プランに基づき平成14年度ま

でに計画的に増員してきたところであるが、新たにスタートする新障害者プランにおいても達成目標を定め、これに基づき基盤の整備を図ることとし、平成15年度予算(案)では4,520人分増(身体障害者、障害児・知的障害者)を計上したところである。

また、この4月からは、支援費制度が実施され、サービスの基盤整備が一層重要な課題となることから、ニーズを踏まえた事業者指定のための働きかけを含めた基盤整備の取組を強化するとともに、十分なサービス量が確保できるよう各市町村に対して指導願いたい。

なお、市町村において障害者の需要を十分踏まえた制度の運用が図られるよう、次の点について、関係市町村への助言指導の徹底をお願いする。

ア 訪問介護(ホームヘルプサービス)は、障害者の地域生活を支援する基本的なサービスとして、より一層の充実を図っていく必要があることから、プライバシーに十分配慮の上、対象者の実態把握を的確に行い、地域の障害者のニーズ等を十分反映したサービスが提供できるよう、サービス提供体制の充実に努めること。

イ 本事業について市町村から住民への広報が不十分なため、利用が低調なところもあるので、あらゆる機会を通じ、本事業の十分な周知を図ること。

(2) 移動介護業務について

移動介護を業務の中心とする場合は、屋外での移動に著しい制限のある視覚障害者及び全身性障害者の社会参加を促進する観点から重要な業務であるので、各都道府県・指定都市等はあらゆる機会を通じて事業所指定の努力を行うとともに、未だ基盤の整備が整っていない市町村に対し、本事業を周知することはもとより、積極的に基盤の整備を図るよう指導願いたい。

(3) 障害児ホームヘルプサービス事業の運用について

本事業について、市町村によっては、家族の同居を理由に入浴等の介護や住居の掃除等の家事援助を提供しないなど、未だサービス内容を極めて限定して実施しているところが見受けられる。平成15年度からの支援費制度においては、支給決定の際の勘案事項として「保護者の状況」を盛り込んでいるが、これは、家族の同居を理由に支援費の支給を行わないという趣旨ではなく、利用者のニーズに応じて支給決定すべきものである。各市町村に対し本事業の趣旨の一層の徹底及び助言を行い、本事業が適切に運用されるよう努められたい。

なお、平成15年度からの支援費制度においては、屋外での移動に著しい制限のある視覚障害児、全身性障害児及び知的障害児の外出の際のニーズに応えられるよう、新たに移動介護の類型を設定することとしているので、利用者の状況に応じて活用されるよう各市町村に助言指導願いたい。

(4) 障害者ホームヘルプサービスの事業者の確保について

地域の障害者のニーズ等に十分に対応できるサービス提供ができるよう、障害者ホームヘルプサービスの事業者の確保を図ることが必要であり、支援費制度への移

行後においても、これまで提供されていたサービスが提供されるよう、サービス提供主体として引き続き社会福祉協議会などを活用するなど、管内市町村に対する助言指導をお願いしたい。

特に、知的障害者ホームヘルプサービスは、知的障害者の地域生活を支える上で重要な事業であるが、その取組が不十分な市町村が見受けられるので、都道府県等においては、管内市町村における本事業のニーズ把握に努めるとともに、どの市町村においても知的障害者ホームヘルプサービスが受けられるよう、対象者への制度の周知はもとより、介護保険事業者として指定を受けている事業者等への制度の周知や、事業者の指定申請の勧奨に、積極的に努められたい。

(5) ホームヘルパー養成研修事業等について

支援費制度においては、ホームヘルパーの資格要件について、都道府県・指定都市が実施する養成研修の課程を修了した者とするを原則としているところであり、ホームヘルパーの養成及び確保を推進し、サービスの質の向上を図る観点から、障害の特性や多様な要望に的確に対応することができるよう、本事業の積極的な実施に努められたい。また、都道府県・指定都市以外が行う養成研修事業を指定する際には、当該指定の事務の簡素化を行う等の円滑な事務処理についても十分配慮願いたい。

また、重度の視覚障害者及び全身性障害者の社会参加を促進するに当たっては、移動介護業務が重要な役割を果たしているため、この養成及び確保についても積極的に取り組まれたい。

なお、身体障害者の日常生活支援業務及び知的障害者（児）の移動介護については、新たに20時間程度の研修課程を設けることとしているので、これについても積極的な実施に努められたい。なお、この詳細については後日示すこととしている。

（障害児の外出時の移動の介護については、身体障害者と同様の予定。）

(6) 障害者ホームヘルプサービスに関する国庫補助金の取扱いについて

来年度から新たにスタートする支援費制度が契約によってサービスを利用する仕組みであり、利用が促進される要素等もあるという面がある一方、現にホームヘルプサービスの利用実態には地域によって大きなばらつきがあることから、ホームヘルプ事業の補助金については、適正な執行管理とともに、全国的にみて、より公平、公正に補助金を配分できる基準を設定する必要があると考えており、国庫補助基準の概要（案）を策定したところである。

本基準は、現在の平均的な利用状況を踏まえ、平成13年度の利用実績を相当程度上回るものとして設定するものである。

本基準の設定に当たっては、現在提供されているサービス水準が確保されるよう、現状からの円滑な移行を図ることとし、従前の国庫補助金を下回る市町村については、移行時において、原則として、平成15年度単価をベースに従前額を確保するものとしている。なお、実際の協議方法については別途お示しすることとしている。

また、本基準は、市町村に対する補助金の交付基準であって、個々人の支給量の

上限を定めるものではなく、また、市町村における支給決定を制約するものでもないことに留意すべきことは言うまでもない。

国庫補助基準の概要（案）

1. 基準の性格

予算の範囲内で、市町村間の公平・公正な執行を図るための基準。

従って、個々のサービスの「上限」を定めるものではなく、また、市町村における支給決定を制約するものではない。

2. 具体的基準

次の基準とする。

なお、この基準は、市町村に補助金を交付するための算定基準であり、市町村が、交付された補助金の範囲内で、市町村ごとの障害者の特性に応じた運用を行うことを妨げるものではない。

(1) 一般の障害者の場合

1月当たり 概ね 25時間
(69, 370円)

(2) 視覚障害者等特有のニーズをもつ者の場合

1月当たり 概ね 50時間
(107, 620円)
(介護保険給付の対象者 概ね 25時間)
(38, 250円)

(3) 全身性障害者の場合

1月当たり 概ね125時間
(216, 940円)
(介護保険給付の対象者 概ね 35時間)
(60, 740円)

3. 経過措置

本基準への円滑移行の観点から、「2. 具体的基準」に関わらず、国庫補助金を「基準交付金」と「調整交付金」の2区分とする経過措置を講ずる。

具体的には、次のとおり。

(1) 基準交付金

「2. 具体的基準」を基に算定した額（基準額）を交付する。

ただし、所要の国庫補助金額（見込額）が上記の額を下回る場合には、当該所要額（見込額）とする。

(2) 調整交付金

基準交付金の額が従前の国庫補助金を下回る市町村に対し、原則として、従前額を確保できるよう、交付する。

4. 基準の見直し

本基準については、支援費制度施行後の利用状況等を踏まえ、見直すものとする。

3 身体障害者の地域生活の支援について

(1) 日帰り介護（デイサービス）事業について

本事業は、新障害者プランにおいて達成目標を定め計画的に基盤整備を図ることとしており、平成15年度予算（案）においては、960か所分を計上したところであり、地域のニーズを踏まえた基盤整備が図られるよう関係市町村に助言指導願いたい。

本事業については、従来は、運営費補助方式又は事業費補助方式であったが、支援費制度施行後は、全て利用人員1人あたりの単価により補助を行うこととなるので留意願いたい。

また、入浴サービス加算、給食サービス加算及び送迎サービス加算を設けることとしたので、各市町村に対し周知願いたい。

(2) 訪問入浴サービス事業について

従来デイサービス事業の枠組の中で行っていた「訪問入浴サービス」は、平成15年度からは、デイサービス事業とは別の単独の補助事業として「訪問入浴サービス事業」としたところであるので、各市町村に対し周知願いたい。

(参 考)

「訪問入浴サービス事業（案）」

1 事業概要

訪問入浴サービス事業は、デイサービス施設への通所が困難な在宅の重度身体障害者を対象に、自立の促進を図ることができるよう、居宅を訪問し、入浴介護を行うものである。

2 1回当たり単価 12,500円

3 補助根拠 予算補助

4 実施主体 市町村

5 補助率 1/2（国1/2、市町村1/2）

6 利用者負担

身体障害者デイサービス支援の利用者負担基準を準用することとし、利用者負担の上限月額については、当該事業のみの上限月額とする。

(3) 短期入所（ショートステイ）事業について

本事業は、新障害者プランにおいて達成目標を定め計画的に基盤整備を図ることとしており、平成15年度予算（案）においては、1,652床分を計上したところであり、地域のニーズを踏まえた基盤整備が図られるよう関係市町村に助言指導願いたい。

本事業については、支援費制度施行後は、重度、中度、軽度及び遷延性意識障害者別に単価を設定するとともに、新たに送迎加算を設けることとしたので、各市町村に対し周知願いたい。

4 知的障害者の地域生活の支援について

(1) 知的障害者地域生活援助（グループホーム）事業について

知的障害者が地域生活を送ることができるようにするため、知的障害者地域生活援助（グループホーム）事業の拡充に努めてきたところであり、新しい障害者プランにおいても計画的に拡充を図っていくこととしている。

平成15年度予算（案）においては、在宅福祉サービスの基盤整備を積極的に進める観点から、大幅な拡充を図り、13,836人分（3,459か所分（対前年度600か所増））の予算を計上したところである。市町村においては知的障害者の地域生活支援の観点から、積極的な取組をお願いしたい。

なお、平成14年度には、グループホームの入居対象者の要件について、実態に合わせ、重い障害者でも必要な者が利用できるよう「グループホームの入居を必要とする者（入院治療を要する者を除く。）」としたところであり、重度化・高齢化した知的障害者であっても、地域生活を希望する場合には、グループホームにおいて生活することができるよう、特段の配慮をお願いしたい。

さらに、公営住宅法第45条及び公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令第1条の規定に基づき、公営住宅については、グループホームとして社会福祉法人等に使用させることができることとされていることから、本事業の実施に当たっては、公営住宅がグループホームとして積極的に活用されるよう、建設部局との十分な連携をお願いしたい。

(2) 在宅知的障害者日帰り介護（デイサービス）事業について

在宅の知的障害者の日中活動の場を確保することは重要であることから、在宅知的障害者日帰り介護（デイサービス）事業については、新しい障害者プランにおいても計画的に拡充を図っていく予定である。

平成15年度予算（案）においては、対前年度40か所増の272か所分の運営費を計上しているところである。

なお、重度の知的障害者の日中の活動の場として、身近なところでの利用が望まれることから、都道府県におかれては事業者の指定申請の勧奨に積極的に努められたい。

(3) 知的障害者の成年後見制度等の利用支援について

本年4月から施行する支援費制度は、利用者が事業者を選択し、契約によってサービスを利用する仕組みであることから、本人の意思に基づく利用契約に対する支援が重要である。

このため、都道府県、市町村においては、本人の意思により契約を締結できるよう、平成11年度から実施している地域福祉権利擁護事業（社会・援護局所管）について一層の普及をお願いするとともに、意思能力が不十分な知的障害者に係る成年後見制度の活用について、広報等により周知を図られたい。

なお、国においては、成年後見制度の利用による支援の充実を図るため、平成